

令和6年度 第1回多摩市子ども・子育て会議 会議録

日時	令和6年4月24日（水） 18:30～20:00
場所	多摩市役所 301・302会議室
参加者	加藤委員（会長）、立花委員（副会長）、西委員、山口委員、春田委員、西川委員、佐藤（真）委員、野坂委員、早川委員、三井委員、廉田委員、佐藤（妙）委員、荒井委員、木下委員（欠席：森田委員）

1. 開会

- 会長： 令和6年度第1回多摩市子ども・子育て会議を始めます。事務局より出席者の報告をお願いします。
- 事務局： 本日の出席者は、15名中14名です。過半数を超えているため、多摩市子ども・子育て設置条例第7条の規定により会議は成立します。
- 会長： それでは次第に沿って進めます。はじめに、事務局より資料の確認をお願いします。

（事務局より、配布資料の確認）

2. 報告

【報告事項】

- ① 多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査からみえる現状・考察
（子ども・若者政策課長より報告事項の説明）

委員： 報告資料1-2「多摩市子ども・子育てに関する計画策定に係るニーズ調査からみえる現状・考察」の中で、「多摩市子ども若者の権利を保障し、支援と活躍を推進する条例」（以下、「子若条例」という）の認知度が低いと記載してあるが、学校等でポスター等を貼っていただくなどの周知を進めているため、今後認知度は向上すると考える。子若条例の認知度が上がっていくにつれて、子どもや若者が子若条例の理想と自分を取り巻く環境が異なっていることに気づいてしまうこともある。条例の理想とするまちを目指して、具体的な施策を実行していく必要があると考える。報告資料1-2 ページ18において、子若条例に対する、学校の先生を含む関係機関の方の認知度が低いと読み取ることが出来る。学校の先生は子ども達と接する機会が多いため、今以上に子若条例の認知度の向上を図ってほしい。

委員： 報告資料 1-2 ページ 9 の中で、「しごと・くらしサポートステーション」や「東京都ひきこもりサポートネット」等の若者向けの相談機関認知度が低いと記載されており、また報告資料 1-2 ページ 18 調査票 E-3 で関係機関職員に聞いた子若条例の認知度も低いと記載してある。若者向けの相談機関の認知度が低いことは残念である。

例えば、「しごと・くらしサポートステーション」は、立地がよいところにあるため、もっとアピールすることで認知度の向上を諮れるのではないか。認知度が低いために、支援に繋げることができていないケースも存在する可能性もあるため、今以上に子ども・若者向け相談機関の認知度の向上を図る必要がある。子ども食堂に来た方々に対して周知をしてもらうなど、関係機関が互いに連携して周知を行っていききたい。

会長： 本資料については次回の会議以降、次期子ども・子育てに関する計画策定を行っていくなかでの参考資料となるため、次回以降の会議に向けてお目通しいたきたい。

② 保育所等待機児童一連報告について

(幼児教育・保育担当課長より報告事項の説明)

委員： 報告資料 2-1「認可保育所等の令和 6 年度 4 月入所の待機児童状況」において、待機児童に含まない児童として、私的理由のためと記載してある。私的理由というのは「特定の園のみを希望している方」等が該当すると記載してあるが、現在通園を行っていない児童という認識でよいか

→事務局： よい。

会長： 待機児童に対する対応策等は現時点で考えているか。

→事務局： マンションだけでなく、戸建て住宅も増えていることが聖蹟桜ヶ丘エリアで待機児童が発生していることに繋がっていると推測している。現時点で具体的な対応策については申し上げることはできないが、このような状況があるということとは市として把握している。

③学童クラブの令和 6 年 4 月入所の待機児童状況について

(児童青少年課長より報告事項の説明)

委員：待機児童対策として、放課後の待機児童見守りサービスを行っていくことは非常によい取り組みだと感じる。

一方で、緊急の対策であるとは言え、市内で学童を運営している他の法人に対する説明をもう少し丁寧に行ってほしい。昨日、学童を運営する法人の代表者会議で初めて放課後の見守りサービスを行うということを聞いた。

→事務局：市としても、昨年度同じエリアで待機児童が発生していたことを踏まえ、様々なスペースを活用し、学童の待機児童対策を考えていたが解決策が見いだせずにはいた。東京都の補助金を活用して事業を実施するうえで、5月から事業に着手しなくてはならず、安心して子どもを預けることのできる場所の確保や補助金の条件に合致した体制を作ることが急務であったため、昨日の代表者会議での報告となった。

事務局：内部で本事業の実施決定がとれたのが本年4月17日であったため、外部に報告出来る機会がなかった。情報の伝達方法等については、今後改められる部分については改めていきたい。

一方で、待機児童や保護者の安心のため、緊急対応として素早く事業を行う必要があったことはご理解いただきたい。

委員：本事業は5月から実施するとのことだが、どのくらいの人数が利用するのか把握しているか。

→事務局：昨日、事業の実施についての通知を出したため、どの程度利用数があるかは現時点で把握できていない。

委員：申請期間はいつからか。

→事務局：第1期については4月23日から4月29日まで申請を受け付けており5月7日より利用開始可能である。連休期間ではあるが、電話予約も受け付けていくことを考えている。第2期については、4月30日から5月7日まで申請を受け付けており、5月13日から利用可能である。それ以降の月については、毎月20日で申請を締め切り、翌月の平日から利用開始できるように行っていく。

委員：東寺方小学校での待機児童が多いが、このエリアでの待機児童対策は考えているか。

→事務局：東寺方小学童クラブについては、施設整備を行い、定員を拡充したりする等の待機児童対策を行ってきたが、依然として需要が高い状態が続いている。放課後子ども教室等、施設整備を伴わない別の待機児童対策を行う必要があると考えている。現時点では一ノ宮児童館と東寺方児童館で実施しているランドセル来館で対応していく考えである。

④放課後子ども教室の令和5年度実績について

(児童青少年課長より報告事項の説明)

委員 : 報告資料4「放課後子ども教室の令和5年度実績について」について、事業実施状況として実績数が記載されているが、学校ごとに在籍児童数が異なるため、単なる延べ参加児童数では比べられないのではないか。各学校の在籍数も記載すると比較しやすい。

委員 : 学校によって実施日数に差があるが、実施日数は各学校に委ねられているのか。

→事務局: 各学校で行う放課後子ども教室のスタッフの方々等で決めて実施している。

委員 : 学校によって、実施日数に差が出ているがなぜか。

→事務局: 学校ごとに実施日数で差が出ている理由については、放課後子ども教室を委託事業として試行的に実施している学校と、地域のボランティアで行っている学校において、スタッフの確保のしやすさや担い手の年齢等が影響していると考えられる。

→会長 : 今後、各学校における実施日数の差をなくしていくということを考えているか

→事務局: 現在、試行的に委託事業として行っているように、ボランティアスタッフに依存しない方法を検討していきたいと考えている。

⑤「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」の実施について

(幼児教育・保育担当課長より報告事項の説明)

委員 : 報告資料5「多摩市こども誰でも通園事業」の実施について（報告）の裏面で利用の流れについて記載されている。在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安の軽減を図るといった趣旨に照らし合わせても、要支援児童がこの制度を利用できることが制度の重要な部分であると考えている。そのような児童が本制度の利用対象となるかについて、子ども・若者政策課が確認するとなっているが、健康センターや子ども家庭支援センターと繋がっている家庭に対し、各センターからの周知は行われるのか。

→事務局: 健康センター、子ども家庭支援センターともに互いに連携をとっており、状況に応じて本制度の利用案内を行っている。

⑥「たまこどもフェス」の実施について

(子ども・若者政策課長より報告事項の説明)

委員：子若条例に関するワークショップや掲示を行うなどの催しものをやるとよいのではないか。

→事務局：企画案には講演会の実施と記載してあるが、子ども・若者が少しでも参加しやすい催しものが出来ないかと考えている。

委員：「たまこどもフェス」とのことだが、小学生・中学生が参加することが想定される。各小学校や中学校の部活動の紹介や、特色のある小学校の活動の発表の場があるとよいのではないか。

→事務局：教育委員会からもそのような提案が来ている。

今回については幼稚園・保育園のPRがメインである。しかし、今後もたまこどもフェスを実施していく中で、参加対象を増やしていきたいと考えている。名称については「たまこどもフェス」略して「たこフェス」と覚えていただけるとよい。

⑦令和6年度子ども食堂事業補助金の変更・拡充について

(子ども・若者政策課長より報告事項の説明)

委員：子ども食堂に対する補助金制度の拡充についてありがたく感じている。拡充内容の補助条件として、報告資料7「令和6年度子ども食堂事業補助金の変更・拡充について」の中に、「週に1回以上子ども食堂を開催又は配食・宅食を実施する団体」と記載されているが、週1回以上の開催といった条件はどの程度厳密なものなのか。例えば、年末年始は週1回以上の開催が難しいなどの状況が想定できるが、市はどのように考えているか。

→事務局：年末年始等で子どもたちの参加が見込めない場合や近隣の学校で学級閉鎖が発生している等の事情によって、週1回以上開催できないこともあると想定している。条件については柔軟に対応していきたいと考えている。

委員：私の団体では、子ども食堂を年間250日実施しており、食数にすると5000食提供しているため、補助額を食数で割ると1食あたりの補助単価が低くなってしまう。

人件費が一番高いため、そこに対する補助制度等があるとよい。子ども食堂は需要があると感じているため、子ども食堂を開催している事業者にとって補助

金の使途を柔軟に決められるような補助制度であるとよい。

⑧令和5年度多摩市子ども家庭支援センターの相談状況について
(子ども家庭支援センター長により報告事項の説明)

～質疑等なし～

⑨子育てひろば（地域子育て支援拠点）の利用状況について
(子ども家庭支援センター長により報告事項の説明)

～質疑等なし～

⑩ヤングケアラーに関するアンケートの結果について
(子ども家庭支援センター長により報告事項の説明)

委員： 報告資料10「ヤングケアラーに関するアンケートの結果について（報告）」について、「6.再質問①世話の内容の中の項目」に「保育園の送迎」と記載されているが、小学生が保育園に園児を送迎することを行っている園はないと考えている。小学生が園児の送迎に来た時点で、何かしら事情があると感じる。

3. 閉会